

「学校における働き方改革基本方針」



令和3年8月
川口市教育委員会

目次

I	これまでの経緯と趣旨	1
II	これまでの川口市の取組	2
III	学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方	3
	1 目的	3
	2 調査から見てきた教職員の働き方の現状	3
	3 課題	4
	4 目標	4
	5 目標達成に向けた四つの視点	6
	6 取組の評価及び検証	6
IV	目標達成に向けた取組	7
	1 教職員の健康を意識した働き方の推進	7
	2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	8
	3 教職員の負担軽減のための条件整備	8
	4 保護者や地域の理解と連携の促進	9

I これまでの経緯と趣旨

科学技術や情報通信技術の目覚ましい革新により、2030年頃にはAIやIoTが産業や社会生活の中に広く取り入れられ、社会が劇的に変化する超スマート社会（Society 5.0）の到来が予測されています。それに伴い、国の「GIGAスクール構想」により、子供たちに1人1台の端末が整備され、学校や子供たちを取り巻く環境も大きく変わろうとしています。そのような中、学校は授業準備や生徒指導、部活動対応等で多様な業務に対応しながら子供たちの成長のために多くの時間を割き、教職員の長時間労働が常態化しております。子供たちと向き合う時間が十分に確保できない状況が生じており、学校における「教職員の働き方改革」は喫緊の課題となっています。

本市においては、平成25年度に川口市学校負担軽減委員会を設置し、教科指導・生徒指導部会、部活動・課外活動部会、メンタルヘルス部会、学校管理運営部会の4部会に分かれて議論を重ね、学校の現状に即した実効性ある方策を取りまとめ、教職員の負担軽減に向けた取組を推進してまいりました。その後も、在校等時間を客観的に把握するための勤怠管理システムの導入（平成28年度）や、小中学校への校務支援システムの導入（平成30年度）など、適正な勤務時間の管理及び諸表簿の電子化による事務負担の軽減を図ってきたところです。

そしてこの度、令和元年9月に、埼玉県教育委員会より「学校における働き方改革基本方針」が示されました。このことを受け、本市としての「働き方改革」の方向性を改めて見直し、子供たちに向き合う教職員の健康を保持し、学びの質の向上を図り、子供たちが笑顔で学校に通うことができる川口市「学校における働き方改革基本方針」を策定する運びとなりました。

本市の基本方針は、在校等時間の上限、目標達成に向けた取組に係る方向性を示したものです。現段階においても、各学校では、校長を中心に改善、改革を進めていただいていることは十分承知しているところですが、本市の実態から見えてくるのは、50%程度の教職員が月の在校等時間の超過勤務が45時間を超え、特に中学校においては10%以上の教職員が80時間を超えているという厳しい現実です。（令和元年度在校等時間調査、令和2年度在校等時間調査より）本基本方針をもとに、「本気と徹底」で取り組み、教職員が笑顔で子供たちと向き合える時間を生み出せるよう御理解と御協力をお願いいたします。

Ⅱ これまでの川口市の取組

平成25年度より川口市学校負担軽減委員会を設置し、「教科指導・生徒指導部会」、「部活動・課外活動部会」、「メンタルヘルス部会」、「学校管理運営部会」の4部会に分かれて議論を重ねてまいりました。学校の現状に即した実効性ある方策を取りまとめ、教職員の負担軽減に向けた取組を推進し、現在に至っております。

【教科指導・生徒指導部会】

- 市教委研究委嘱校の精選
 - …教科等および内容について全体のバランスを考え調整。(平成25年度)
- 学校訪問での公開授業に係る学習指導案準備の簡略化
 - …公開授業はA4判表裏1枚。事前提出冊数5部。(平成26年度)

【部活動・課外活動部会】

- 「ノー部活デー」の設定
 - …原則として週1回以上部活動を行わない日の提言。(平成25年度)
 - 平日週1回、土日どちらか1回の休養日を設定。(令和元年度)
- 組織的な部活動の運営と指導者への支援
 - …川口市部活動基本方針の策定。(令和元年度)

【メンタルヘルス部会】

- 「リフレッシュデー」の普及・定着
 - …従来の「ノー残業デー」を「リフレッシュデー」と名称変更。(平成25年度)
- 心を支える職場づくり5つの提言「あかさたな」
 - …教職員の心をつなぐ・支えるという視点から5つの提言。(平成25年度)
- 勤務状況や健康状態の把握と産業医等の有効活用
 - …ICカードによる勤務状況の把握。(平成28年度)
 - ストレスチェックの実施。産業医による面談。(平成28年度)

【学校管理運営部会】

- ICTの活用による事務処理量の削減
 - …校務支援システムの導入。(平成30年度)
 - 校内LANの整備。ICT活用の校内研修。(平成30年度)
- 收受文書の削減
 - …教育委員会における発送文書を削減。(平成26年度)
- 会議の精選と会議時間の短縮
 - …会議組織を工夫し、会議の回数や時間を削減。(平成26年度)
 - 会議を行わない日の設定、会議終了時刻の設定。(平成26年度)

Ⅲ 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

川口市教育委員会が令和元年度、令和2年度に実施した「在校等時間調査」により、教職員の在校時間が長時間となっていることが明らかになりました。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けるとともに、新学習指導要領が実施され、「外国語活動・外国語科」、「プログラミング教育」、「総合的な探究の時間」等の新たな科目等への対応や、国が進める大学入学者選抜改革への対応等により、更なる時間の確保が必要となっています。

そのような中、教職員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで学校教育の質の維持向上を図る必要があります。

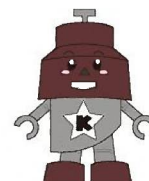
このため、川口市教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「基本方針」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2 調査から見てきた教職員の働き方の現状（令和元年度・2年度 在校等時間調査より）

- ① 土日を含む1か月の在校等時間の超過勤務が45時間を超える教職員の割合
- | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| (令和元年度) | [小学校] | 57.0% | [中学校] | 60.0% |
| (令和2年度) | [小学校] | 41.7% | [中学校] | 52.9% |
- ② 土日を含む1か月の在校等時間の超過勤務が80時間を超える教職員の割合
- | | | | | |
|---------|-------|------|-------|-------|
| (令和元年度) | [小学校] | 6.0% | [中学校] | 15.0% |
| (令和2年度) | [小学校] | 2.7% | [中学校] | 10.3% |
- ③ 土日を含む1年間の在校等時間の超過勤務が360時間を超える教職員の割合
- | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| (令和元年度) | [小学校] | 62.1% | [中学校] | 90.0% |
| (令和2年度) | [小学校] | 61.9% | [中学校] | 71.3% |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症により4月、5月休校措置のため、令和2年6月～令和3年3月までの合計の平均値としている。

「在校等時間調査」では、1か月の在校等時間の超過勤務が45時間を超える教職員の割合や、80時間を超える教職員の割合、1年間の在校等時間の超過勤務が360時間を超える教諭の割合が高いことがわかりました。



3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

「2 調査から見えてきた教職員の働き方の現状」から、教職員の在校等時間の超過勤務が長時間であることが明らかとなり、「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が解決すべき課題となっています。

4 目標

教職員の在校等時間の超過勤務の上限を「川口市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」とする。

国の指針においては、勤務時間外の業務を行う時間を含めて「勤務時間」を適切に把握するために、「在校等時間」の考え方を導入している。

※「在校時間」

＝学校に出勤で到着した時刻から、帰宅のために学校を出る時刻までの時間

※「在校等時間」

＝在校時間－校内の自己研鑽等の時間（表1）＋校外の研修や子供引率等の時間（表2）－休憩時間

※「在校等時間の超過勤務」

＝在校等時間－正規の勤務時間

※ 行政職員等については、労働基準法第36条に関する協定（以下「36協定」）を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。学校においては、事務職員及び学校栄養職員が「36協定」を締結する対象の職員となる。

■校内の自己研鑽等の時間 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。（表1参照）

■校外の研修や子供引率等の時間 校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づく以外も含める。（表2参照）

■休憩時間 在校等時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間。

表 1 校内の自己研鑽等の時間（在校等時間に含まない）の例

内 容 例	
1	学術書や専門書を読む時間
2	教科に関する論文を執筆した時間
3	教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加した時間
4	自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行う時間
5	朝早めに出勤して新聞を読んだり、読書をしたりする時間
6	勤務時間前後における食事の時間
7	学校内で実施される P T A 活動に校務としてではなく参加している時間
8	地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間

※埼玉県「学校における働き方改革基本方針」より

表 2 校外の研修や子供引率等の時間（在校等時間に含む）の例

内 容 例	
1	職務として行う研修に参加する時間
2	校外学習や修学旅行の引率業務の時間
3	職務命令により各種研修、会議等に参加する時間
4	勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務の時間
5	勤務時間外の練習試合等への引率業務の時間
6	児童生徒等への家庭訪問の時間
7	警察や児童相談所等、関係機関との打合せの時間
8	土、日や祝日等に校務を行っている時間

※埼玉県「学校における働き方改革基本方針」より

【特例的な扱い】

子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合（※）についても、以下のア及びイを満たすものとします。

ア 1年間の超過勤務が720時間以内

イ ①1か月の超過勤務が100時間未満

②連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月あたりの平均が80時間以内

③1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで

※ 子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合 具体の事案の内容に応じ、校長が判断することとなるが、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し子供に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

5 目標達成に向けた四つの視点

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「4 目標」達成のためには、教職員の健康管理を意識した働き方や負担軽減のための教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ、子供に直接かかわる教育活動から遠いものより優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。そのため、「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としました。この視点を組み合わせて、総合的な対策を講じていくこととします。

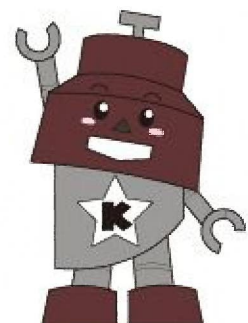
6 取組の評価及び検証

- ① ICカードにより教職員の在校等時間の客観的な把握をし、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- ② 取組状況について継続的に評価し、改善を図る。

働き方改革の取組を着実に実施していくため、①及び②により、業務改善の取組を促進し、評価・検証をしていきます。

①についてはICカードによる勤務管理システムを利用し、教職員の在校等時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の健康管理を行います。

②については①やその他の取組状況を把握し、学校の特性や教職員の専門性を踏まえて「基本方針」の見直しを図ります。



IV 目標達成に向けた取組

1 教職員の健康を意識した働き方の推進

教職員の健康管理の推進

- 面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や、校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働きかけます。併せて、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼び掛けます。
- 各学校（園）に対して、ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行います。
- 教職員の健康管理推進のための在校等時間調査を確実に行うよう働きかけます。
- 「川口市学校負担軽減委員会」を通じて、各学校（園）の負担軽減を推進します。
- 各学校（園）に対し、先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行います。
- 教職員メンタルヘルスカウンセラーや産業医との連携を図り、教職員の健康維持増進に努めます。

労働安全衛生法に基づく職場改善

- 各学校（園）に対して、川口市の安全衛生委員会の活動状況について情報提供を行います。
- 各学校（園）に対して、衛生推進者等に職場環境を改善するように働きかけます。

週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で確実に指示します。
- 教職員に対して、「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 各学校（園）に対して、休暇制度等について、国や他県の動向を踏まえ、日数増や取得要件の緩和、取得手続の簡略化について変更があった場合は情報共有をします。
- 各学校（園）に対して、妊娠職員の勤務軽減の改善に努めるよう働きかけます。
- 産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援します。

2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

市教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

○市教育委員会が独自に行っている研修に関して、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について検討します。

学校への調査等の縮減の推進

○新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とし、調査方法の簡易化に努め、学校の負担軽減を図ります。

○学校訪問の際の過度な接待は必要ない旨や訪問の際の資料の簡略化など、学校運営上の負担を軽減するよう努めます。

○調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、すでに実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減をするよう努めます。

関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減

○市教育委員会が実施する文化的行事や展覧会等について見直しを検討します。

○市で実施されている体育的行事については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の精選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討します。

○各種関係団体に対し、週休日等を実施される大会や記録会等において、学校職員の負担軽減を図るよう働きかけます。

3 教職員の負担軽減のための条件整備

専門スタッフの活用促進

○県教育委員会と連携し、障害者が働きやすい職場を作るための支援を行います。

○児童生徒や保護者の多様な悩みへの対応のため、教育研究所との連携強化に努めます。

○教職員の様々な業務を支援するために、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフを配置するよう努めます。

業務の効率化の推進

○各学校に対して、校務支援システムの効率的な活用方法についての事例紹介を行い、事務負担の一層の軽減を図ります。

○事務の共同実施による事務処理能力の強化や、資質の向上を図ります。

○各学校（園）に対して、働き方改革、業務改善に関する先行事例を紹介するとともに、学校の業務の効率化を推進します。

○各学校内で、共有フォルダを活用し、学習指導案や教材の共有化を図り、授業準備に掛ける時間を縮減し、事務の効率化を図ります。

4 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ホームページやリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
- 市内全小・中学校（川口市立高等学校附属中学校を除く）のコミュニティ・スクールを活かし、学校教育への地域住民の参画を促進し、先行事例の紹介や最新情報の共有を図ります。
- 放課後から夜間などに実施する見回り等については、地域の実情に応じて必要性を精査します。
- 応答専用装置導入により、電話対応は勤務時間内を原則とします。これにより、勤務時間外の負担軽減を図るとともに、時間を意識した働き方を推進します。

「リフレッシュデー」、「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定について

- 各学校（園）に対して、「リフレッシュデー」や「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知し、実施状況の把握に努めます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うよう働き掛けます。
- 「学校閉庁日」を設定するとともに、保護者や地域に対し緊急連絡先を周知するなど、緊急対応に支障がないよう配慮します。

川口市部活動基本方針の推進

- 各中学校に対して、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「川口市部活動基本方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働き掛けます。

